（包括信用購入あつせんの取引条件に関する情報の提供等）

第三十六条　［略］

２　前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに提供事項を記録したものを交付する方法

３～６　［略］

第五十条　［略］

２　前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに提供事項を記録したものを交付する方法

３　［略］

第五十三条　［略］

２　前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに提供事項を記録したものを交付する方法

３　［略］

第五十五条　［略］

２　前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに提供事項を記録したものを交付する方法

３・４　［略］

（包括信用購入あつせんの取引条件に関する情報の提供等）

第三十六条　［略］

２　前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに提供事項を記録したものを交付する方法

３～６　［略］

第五十条　［略］

２　前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに提供事項を記録したものを交付する方法

３　［略］

第五十三条　［略］

２　前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに提供事項を記録したものを交付する方法

３　［略］

第五十五条　［略］

２　前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに提供事項を記録したものを交付する方法

３・４　［略］

（情報通信の技術を利用する方法）

第五十五条の四　法第三十条の二の四第一項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに催告に係る事項を記録したものを交付する方法

２　［略］

（情報通信の技術を利用する方法）

第六十八条の七　法第三十五条の二の六第一項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに催告に係る事項を記録したものを交付する方法

２　［略］

（情報通信の技術を利用する方法）

第九十五条　法第三十五条の三の二十二第一項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

２　［略］

（情報通信の技術を利用する方法）

第百二十条　法第三十五条の三の五十七第一項及び第二項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに利用者又は購入者等の同意に関する事項を記録したものを得る方法

２・３　［略］

（情報通信の技術を利用する方法）

第五十五条の四　法第三十条の二の四第一項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに催告に係る事項を記録したものを交付する方法

２　［略］

（情報通信の技術を利用する方法）

第六十八条の七　法第三十五条の二の六第一項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに催告に係る事項を記録したものを交付する方法

２　［略］

（情報通信の技術を利用する方法）

第九十五条　法第三十五条の三の二十二第一項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

２・３　［略］

（情報通信の技術を利用する方法）

第百二十条　法第三十五条の三の五十七第一項及び第二項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに利用者又は購入者等の同意に関する事項を記録したものを得る方法

備考　表中の［　］は注記である。